

次期県立高校改革推進プラン策定懇談会設置要綱

(目 的)

第1条 次期県立高校改革推進プラン策定に向けて、県立高等学校の改革に関する課題等を整理し、幅広い視点から意見を聴取するため、次期県立高校改革推進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構 成)

第2条 懇談会は、学識経験者、市町村関係者、教育関係者、その他教育長が必要と認めた者のうちから、教育長が依頼する委員により組織する。

2 懇談会は、本県の学校教育や社会教育の現場において豊富な経験を有し、実情を知っている有識者等に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(招 集)

第3条 懇談会は千葉県教育委員会教育長が招集する。

(座長等)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員が互選により定める。

3 座長は、懇談会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(公 開)

第5条 懇談会は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該懇談会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で懇談会において公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(庶 務)

第6条 懇談会に係る庶務は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年6月21日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。